

11月9日は「119番の日」です！

11月9日は119番の日です。1987年に消防庁によって制定され、防火意識の喚起とともに、適正かつ迅速・的確な119番通報を呼びかける啓発活動を行って来ます。そこで南富良野消防から119番の通報要領などを紹介します。

○通報要領

基本的には消防（通信員）からの質問に答えていただければ大丈夫です。

救急車を要請したい場合は下記の流れになります。

（通報の際の一例）

消防：「はい。119番消防署です。火事ですか、救急ですか？」

通報者：「救急です。」

消防：「救急ですね。どうされましたか？」

通報者：「夫がお腹が痛いと言っているんです。」

消防：「わかりました。すぐに救急車を出しますので旦那さんのお名前と住所を教えてください。」

通報者：「名前が〇〇で住所が〇〇です。」

消防：「わかりました。最後にあなたのお名前と電話番号を教えてください。」

通報者：「私は〇〇です。電話番号が〇〇-〇〇〇〇です。」

消防：「はい。救急車が向かいますので、お待ちください。」

※このような流れになりますが、このほかに意識の有無を聞いたり、場所がわからなかった場合には、外に出て誘導してもらう場合もあります。また、火事などがあった場合では、出火場所や逃げ遅れている人がいないか、など聞くことがありますのであわせてお答えください。

～消防からのお願い～

「サイレンを鳴らさないで来て欲しいのですが。」と言われることがありますが、緊急自動車（救急車・消防車）を運行する上では道路交通法で赤色灯及びサイレンを吹鳴しなければならないと定められております。住民の皆様には何卒ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

○富良野広域連合富良野消防署南富良野支署 ☎ 52 - 2119



法務局における登記相談事務の予約について（お知らせ）

旭川地方法務局登記部門における登記の申請に関する相談については、予約制（正午から午後1時までの時間帯を除く）となっておりますので、不動産登記（所有権移転・抵当権抹消登記等）及び商業・法人登記（会社設立・役員変更登記等）の申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお知らせします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますのでご理解願います。

○お問い合わせ・予約先：旭川地方法務局登記部門 ☎ 0166 - 38 - 1146

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆裁判員候補者名簿記載通知について

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成26年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判所候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、又は裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

○総務課総務係 ☎ 52 - 2112